記載すること。ただし、保険商品ごとの数値の正確な把握・区分が困難な場合には、当該保険商品が属する保険種類を「商品名」欄に記載の上、保険種類ごとの数値を「契約件数」欄に記載すること。その場合には、正確な把握・区分が困難である理由を「備考」欄に簡潔に記載すること。

2．契約件数は、新契約に加え、満期更改の契約件数も含めて記載すること。

3．手数料（報酬その他の対価の額を含む。）は、少額短期保険業者から提供される手数料等支払明細書等に基づき、収受した年度の手数料額を記載すること。

4．「(2) 取扱保険契約の内訳等（直近３ヵ年度）」における保険種類の内容又は算出の方法等に準じること。

（記載上の注意）

1．上記において、「記載上の注意」に沿った記載が困難な場合には、対応可能な記載方法を注記することで、その方法により記載することもできる。

2．法第277条第１項の登録申請書又は法第280条第１項の規定及び第215条第１項第１号の規定による届出書に旧氏及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、「氏名」欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。

附　則

（施行期日）

1　この府令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　この府令による改正後の別紙様式第二十五号の二及び別紙様式第二十五号の三は、令和五年三月三十一日以後に終了する事業年度に係る事業報告書について適用し、同日前に終了する事業年度に係る事業報告書については、なお従前の例による。

省　令

○経済産業省令第五十九号

不正競争防止法（平成五年法律第四十七号）第十六条第１項及び第三項並びに第十七条の規定に基づき、不正競争防止法第十六条第１項及び第三項並びに第十七条に規定する外国の国旗又は国の紋章その他の記章及び外国の政府若しくは地方公共団体の監督用若しくは証明用の印章又は記号並びに国際機関及び国際機関を表示する標章を定める省令の１部を改正する省令を次のように定める。

令和四年七月四日　　経済産業大臣　萩生田光一

不正競争防止法第十六条第１項及び第三項並びに第十七条に規定する外国の国旗又は国の紋章その他の記章及び外国の政府若しくは地方公共団体の監督用若しくは証明用の印章又は記号並びに国際機関及び国際機関を表示する標章を定める省令の１部を改正する省令

不正競争防止法第十六条第１項及び第三項並びに第十七条に規定する外国の国旗又は国の紋章その他の記章及び外国の政府若しくは地方公共団体の監督用若しくは証明用の印章又は記号並びに国際機関及び国際機関を表示する標章を定める省令（平成六年通商産業省令第三十六号）の１部を次のように改正する。

別表第二中カナダの項を次のように改める。

カナダ	一　外国紋章 